給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第６号

愛知県安城市池浦町大山田上18番地４
再生債務者　小園井眞実（旧姓内藤）
１　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月31日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年３月16日まで
平成30年２月22日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２９年（再ロ）第１１号

埼玉県所沢市東所沢１丁目17番地の１　シャルマンコーポ東所沢102
再生債務者　窪田　誠司
１　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年３月26日まで
平成30年２月22日
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第３号

盛岡市西松園４丁目32番４号
再生債務者　赤沢　沙織
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月21日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（再ロ）第２号

群馬県高崎市矢中町26番地２
再生債務者　増渕　尚雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月21日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（再ロ）第９号

埼玉県所沢市南住吉22番21号
再生債務者　相馬　勝昭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月20日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再ロ）第１０号

埼玉県所沢市南住吉22番21号
再生債務者　相馬　恵美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月20日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再ロ）第３号

岡山県倉敷市林1323番地39
再生債務者　尾瀬　克仁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月22日
岡山地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２９年（再ロ）第１０号

大阪府富田林市藤沢台５丁目13番８号（201）
再生債務者　棟近　直樹
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成30年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項１号に定める事由がある。
平成30年２月21日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成三十年三月二日
東京都港区赤坂三丁目七番一三号
（甲）株式会社アエリア
代表取締役　小林　祐介
東京都千代田区鍛冶町一丁目九番一六号丸石第二ビル六階
（乙）株式会社リベル・ホールディングス
代表取締役　林田浩太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が「ＡＮＡクラウンプラザホテル釧路」の名称で運営するホテル事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させるにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成三十年三月二日
掲載頁　二頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成三十年三月二日
掲載頁　二頁
平成三十年三月二日
大阪市北区堂島浜一丁目二番一号
（甲）株式会社釧路ホテルマネジメント
代表取締役　近藤　智
大阪市北区堂島浜一丁目二番一号
（乙）ＧＨＳ株式会社
代表取締役　近藤　智

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年三月二日
東京都足立区青井五丁目一〇番二一号
合同会社ワンライフ
代表社員　土本　大輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成三十年四月七日であり、組織変更後の商号は株式会社ラクトーとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年三月二日
京都市山科区栗栖野打越町二番地
合名会社ラクトー
代表社員　森田　邦夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成三十年四月三日であり、組織変更後の商号はＣｒｙｐｔｏ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年三月二日
広島県安芸郡府中町鶴江一丁目二五番二四―二〇一号
Ｓ．Ｇ．Ｐ．Ｄ　ａｇｅｎｃｙ合同会社
代表社員　池田　圭佑

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四〇〇万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年三月二日
東京都江戸川区篠崎町二丁目二四番一三号
合同会社テンセグリティ
代表社員　坂本　朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し九百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成三十年三月二日
石川県金沢市窪五丁目二〇〇番地
有限会社ホリグチ
代表取締役　堀口　登

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
平成三十年三月二日
兵庫県加古川市平岡町土山一二一五番地一
株式会社ホットスタッフ加古川
代表取締役　立山　豊